

新潟県最低賃金が変わります

令和7年10月2日から
時間額

前年比

65円
UP

1,050円



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と雇う人のためのルールです。

※ 「各種商品小売業特定最低賃金額（時間額932円）」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金額（時間額1,005円）」及び「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業特定最低賃金額（時間額1,015円）」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を下回ったため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金が適用となります。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

WEBで
確認！

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
新潟労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク

(R7.9新潟最賃独自パンフ)

